

大分県

漁 番	港 号	漁 港 名	読 み	種別	所 在 地 (市 町 村 名)	漁 港 管 理 者	漁 業 協 同 組 合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区 域 変 更 年 月 日	備 考
4710010		今津	イマヅ	1	中津市	中津市	大分県					S28.3.25	S49.4.30	
4710020		高津	タツ	1	宇佐市	宇佐市	大分県					S35.2.20	H2.8.18	
4710025		和間	ワマ	1	宇佐市	宇佐市	大分県					S48.3.27		
4710030		真玉	マタ	1	豊後高田市	豊後高田市	大分県					S33.9.27	S45.8.8	半島
4710040		尾鷲	オウシ	1	豊後高田市	豊後高田市	大分県					S35.2.20		半島
4710050		小林	オハヤシ	1	豊後高田市	豊後高田市	大分県		○			S35.2.20		半島
4710060		三浦	ミウラ	1	豊後高田市	豊後高田市	大分県		○			S27.5.7	S50.4.11	半島
4710070		松津	ショヅ	1	豊後高田市	豊後高田市	大分県		○			S28.3.25	S50.4.11	半島
4710080		西浦	ニシウラ	1	東国東郡姫島村(姫島)	姫島村	大分県		○			S28.3.25		離島
4710090		北浦	キタウラ	1	東国東郡姫島村(姫島)	姫島村	大分県		○			S28.3.25	S40.3.31	離島
4710100		東浦	ヒガシウラ	1	東国東郡姫島村(姫島)	姫島村	大分県		○			S40.3.31		離島
4710110		小野田	オノダ	1	国東市	国東市	大分県		○			S35.2.20		半島
4710120		種田	タネダ	1	国東市	国東市	大分県		○	○		S28.3.25		半島
4710130		古町	フルマチ	1	国東市	国東市	大分県		○			S35.2.20	S48.8.20	半島
4710140		古江	フルエ	1	国東市	国東市	大分県		○			S27.5.7		半島
4710150		唼ノ浦	ナギノウラ	1	国東市	国東市	大分県		○			S28.3.25		半島
4710160		面木	オモテキ	1	国東市	国東市	大分県		○			S27.5.7		半島
4710170		内迫	ウチサコ	1	国東市	国東市	大分県	2	○			S28.3.25	S54.6.7	半島
4710180		島田	シマダ	1	国東市	国東市	大分県		○			S28.3.25		半島
4710190		大海田	オオミダ	1	国東市	国東市	大分県				○	S42.3.31	S43.3.30	半島
4710200		堅来	カク	1	国東市	国東市	大分県	3	○			S40.1.11		半島
4710210		北江	キタエ	1	国東市	国東市	大分県		○			S28.3.25	S57.3.12	半島
4710220		平床	ヒラトコ	1	国東市	国東市	大分県	2	○			S28.3.25	S60.10.9	半島
4710230		来浦	クウラ	1	国東市	国東市	大分県					S43.3.30	S48.3.27	半島
4710245		奈多	ナタ	1	杵築市	杵築市	大分県					S54.12.21		半島
4710280		八代	ヤシロ	1	〔速見郡日出町 杵築市〕	日出町	大分県		○			S29.10.30		半島
4710290		真那井	マナイ	1	速見郡日出町	日出町	大分県		○			S28.3.25		半島
4710300		瀬ノ上	セノウエ	1	速見郡日出町	日出町	大分県		○			S28.3.25		半島
4710310		小深江	コフカエ	1	速見郡日出町	日出町	大分県		○		○	S28.3.25		半島
4710320		豊岡	トヨオカ	1	速見郡日出町	日出町	大分県		○	○		S28.3.25		半島
4710330		神崎	コウザキ	1	大分市	大分市	大分県		○			S28.3.25		
4710340		大平	オオヒラ	1	大分市	大分市	大分県		○			S28.3.25		
4710350		志生木	シユウキ	1	大分市	大分市	大分県		○			S28.3.25		
4710360		福水	フクミズ	1	大分市	大分市	大分県					S28.3.25	H7.7.5	
4710370		小黑	コクロ	1	大分市	大分市	大分県		○			S28.3.25		
4710380		白木	シラキ	1	大分市	大分市	大分県					S28.3.25		
4710390		玉井	タマイ	1	大分市	大分市	大分県					S28.3.25		
4710400		室生	ムロウ	1	大分市	大分市	大分県		○			S28.3.25		
4710410		田ノ浦	タノウラ	1	大分市	大分市	大分県		○			S28.3.25		
4710420		上浦	ウワウラ	1	大分市	大分市	大分県		○			S28.3.25		
4710430		下浦	シタウラ	1	大分市	大分市	大分県		○			S28.3.25		
4710450		中津浦	ナカツウラ	1	臼杵市	臼杵市	大分県		○	○		S28.3.25		
4710460		津久見島	ツクシマ	1	臼杵市	臼杵市	大分県		○			S27.5.7		
4710470		上浦(臼杵)	ウワウラ(ウスキ)	1	臼杵市	臼杵市	大分県		○			S40.3.31		
4710480		鳴川	ナルカワ	1	臼杵市	臼杵市	大分県					S28.3.25		
4710490		坪江	ツボエ	1	臼杵市	臼杵市	大分県		○			S27.5.7		
4710500		深江	フカエ	1	臼杵市	臼杵市	大分県		○			S28.3.25		
4710510		東深江	ヒガシフカエ	1	臼杵市	臼杵市	大分県		○			S40.3.31		
4710520		清水	シミズ	1	臼杵市	臼杵市	大分県		○			S28.3.25		
4710530		泊ヶ内	トマリカウチ	1	臼杵市	臼杵市	大分県		○			S40.3.31		

大分県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	備 考
4710540	楠屋	クスヤ	1	津久見市	津久見市	大分県		○				S28.5.28		
4710550	長目	ナガメ	1	津久見市	津久見市	大分県		○				S26.9.7		
4710555	日代	ヒジロ	1	津久見市	津久見市	大分県		○				S45.8.8		
4710580	赤江	アカエ	1	津久見市	津久見市	大分県		○				S35.2.20		
4710590	仙水	センスイ	1	津久見市	津久見市	大分県		○				S28.5.28	S35.2.25	
4710600	大元	オオモト	1	津久見市	津久見市	大分県		○				S28.5.28	S35.2.25	
4710610	無垢島	ムクシマ	1	津久見市(無垢島)	津久見市	大分県		○				S27.5.7		離島
4710620	高浜	タカハマ	1	津久見市	津久見市	大分県		○				S40.1.11		
4710630	大浜	オオハマ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S35.2.20	H17.3.30	
4710640	蒲戸	カマド	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S28.3.25		
4710650	福泊	フクマリ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S28.3.25		
4710660	長田	ナガタ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S28.3.25		
4710670	浅海井	アサムイ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S27.5.7	S39.1.17	
4710680	浪太	ナヲト	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S28.3.25		
4710690	大入島	オオニューシマ	1	佐伯市(大入島)	佐伯市	大分県			◎			S27.5.7	S53.4.12	離島
4710700	二栄	フタバエ	1	佐伯市	佐伯市	大分県			◎			S27.5.7		
4710710	高松	タカマツ	1	佐伯市(大入島)	佐伯市	大分県		○	◎			S28.3.25		離島
4710720	日向泊	ヒュウカトマリ	1	佐伯市(大入島)	佐伯市	大分県		○				S28.3.25		離島
4710730	塩ヶ谷	シオガタニ	1	佐伯市(大入島)	佐伯市	大分県		○				S28.3.25	S40.1.11	離島
4710740	片神	カタガミ	1	佐伯市(大入島)	佐伯市	大分県		○	◎			S28.3.25		離島
4710750	護江	モリエ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○	◎			S28.3.25	H7.2.24	
4710760	霞ヶ浦	カスミカウラ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○	◎			S27.5.7		
4710770	吹浦	フキウラ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S27.5.7		
4710780	二又	フタマタ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S27.5.7		
4710790	有明	アリアケ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S27.5.7		
4710800	羽出	ハイデ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S27.5.7		
4710810	中越	ナカゴシ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S27.5.7		
4710820	島江	シマエ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S35.2.20		
4710830	猿戸	サルド	1	佐伯市	佐伯市	大分県						S27.5.7		
4710840	丹賀	タンガ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S33.9.27		
4710850	梶寄	カシヨセ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S33.9.27		
4710860	間越	ハサコ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S28.3.25	H18.12.28	
4710870	小浦	コウラ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S28.3.25		
4710900	尾浦	オウラ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S27.5.7		
4710910	元猿	モトサル	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S27.5.7	S35.2.25	
4710920	屋形島	ヤカタシマ	1	佐伯市(屋形島)	佐伯市	大分県		○				S28.3.25		離島
4710930	深島	フカシマ	1	佐伯市(深島)	佐伯市	大分県		○				S28.3.25		離島
4710940	葛原	カスラハラ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S28.3.25	S59.12.11	
4710950	波当津	ハツツ	1	佐伯市	佐伯市	大分県		○				S28.3.25	S43.3.30	
4720010	小祝	コイワイ	2	中津市	大分県	大分県			○			S43.3.30	H11.8.3	
4720020	長洲	ナガス	2	宇佐市	大分県	大分県		○	○			S26.9.7	H15.5.9	
4720030	香々地	カカチ	2	豊後高田市 国東市	大分県	大分県	2	○				S26.9.7	S40.1.11	半島
4720040	竹田津	タケタツ	2	国東市	大分県	大分県		○	○			S26.9.7		半島
4720043	安岐	アキ	2	国東市	国東市	大分県	2					S26.9.7	S45.5.29	半島
4720044	美濃崎	ミノサキ	2	杵築市	杵築市	大分県		○				S35.2.20	H15.5.9	半島
4720045	加貫	カスキ	2	杵築市	杵築市	大分県		○				S27.5.7		半島
4720047	大神	オオガ	2	速見郡日出町	日出町	大分県		○				S43.3.30		半島
4720050	大分	オオイタ	2	大分市	大分県	大分県			◎			S26.9.7	S41.11.7	
4720055	佐志生	サシウ	2	臼杵市	臼杵市	大分県		○				S28.3.25	H18.8.4	
4720060	臼杵	ウスキ	2	臼杵市	大分県	大分県		○	○			S43.12.20		

大分県

漁 番	港 号	漁 港 名	読 み	種別	所 在 地 (市 町 村 名)	漁 港 管 理 者	漁 業 協 同 組 合	分 区	海 岸 保 全 区 域	港 則 法 適 用	ビ ジ ター 受 入	指 定 年 月 日	区 域 変 更 年 月 日	備 考
4720070		四浦	ヨウラ	2	津久見市	津久見市	大 分 県		○			S39.1.22		
4720090		大島	オオシマ	2	佐伯市(大島)	佐伯市	大 分 県		○			S27.5.7	S35.2.2	離島
4720100		色宮	イロミヤ	2	佐伯市	佐伯市	大 分 県		○			S27.5.7	S35.2.25	
4720105		入津	ニュウヅ	2	佐伯市	佐伯市	大 分 県		○			S36.10.17		
4720107		灘内	ナダウチ	2	佐伯市	佐伯市	大 分 県		○			S36.3.31		
4720110		亀川	カマガワ	2	別府市	大分県	大 分 県			○		S44.12.23		
4730005		松浦	マツウラ	3	佐伯市	大分県	大 分 県		○			S26.9.7	H17.2.23	
4730010		蒲江	カマエ	3	佐伯市	大分県	大 分 県	2	○	○		S26.9.7	H17.2.23	
4740010		佐賀関	サガノセキ	4	大分市	大分県	大 分 県		○			S26.9.7	H16.12.16	
4740020		保戸島	ホヅマ	4	津久見市(保戸島)	大分県	大 分 県		○			S28.3.25	H11.10.5	離島

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。